

能代港における 洋上風力発電拠点化に関する要望書



平成31年4月12日

能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会

平素より本同盟会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県沿岸地域では、陸上風力発電の導入が拡大し、能代港は発電施設に関する資材等の荷役に活用されています。

また、北陸から北海道にわたる日本海沿岸地域は、洋上風力発電事業の大きなポテンシャルを有しており、事業化に向けて複数の計画が進行している中、能代港はその中心に位置しております。

洋上風力発電事業の先進地である欧州では、建設コストの削減や発電効率の向上のため風車の大型化が進み、建設の拠点となる港湾には高い地耐力を持った岸壁と広大な埠頭用地が整備されています。さらに、自動昇降式作業台船（SEP）の基地港としての機能等に加え、メンテナンス基地としての機能も備えています。

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下「再エネ海域利用法」という。）が4月に施行され、我が国でも一般海域における促進区域での洋上風力発電設備の建設が差し迫る中、建設拠点となる港湾施設を早急に整備するとともに、将来の大規模な事業展開を見据え、機能を集約し、効率的で戦略的な港湾施設が必要と考えます。

能代港周辺に洋上風力発電事業の拠点を形成し、関連産業の立地環境を整えることで、産業集積、雇用創出、ビジネスチャンスの拡大が図られ、本県全体の経済発展に大きく貢献することができます。

また、地球温暖化対策や国が目指す望ましい電源構成の構築にもつながり、我が国全体の電力の安定・安価な供給、ひいては経済の国際競争力の向上に資するものと考えます。

以上を踏まえまして、能代港において洋上風力発電事業の拠点化を図られるよう、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- (1) 再エネ海域利用法に基づき国が指定する促進区域に、能代港周辺の候補海域が早期に指定されることへの支援
- (2) 能代港を洋上風力発電の建設及びメンテナンスの拠点とするため、早期の港湾計画変更及び港湾施設整備への着手

平成31年4月12日

能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会

会長 能代市長 齊藤 滋宣